

大崎ものづくりネットワーク振興会会則

(名称)

第1条 本会は、大崎ものづくりネットワーク振興会という。

(事務所)

第2条 本会は、事務所を大崎町野方 6,222 番地 1 に置く。

(目的)

第3条 本会は、地域企業相互間の情報交換と連携した取組みにより、企業構造の高度化を促進し、人材を育て地域産業を創るまちづくりを目指し、もって地域経済の発展、経営基盤の充実及び住民福祉の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) ものづくり企業の交流・親睦と人材育成を図る。
- (2) 地域資源を活用した地域産品のブランド化を進める。
- (3) 農商工連携など異業種交流事業の推進を図る。
- (4) 地域貢献とものづくり企業のPR活動を進める。
- (5) ものづくりの広域ネットワーク化を図る。
- (6) 企業支援と情報発信の拠点整備を図る。
- (7) その他、前条の目的を達成するために必要な事業。

(会員)

第5条 本会の会員は、会の目的に賛同する正会員と賛助会員とする。

- (1) ものづくりに関する事業を営んでいる法人及び個人事業主。
- (2) 将来ものづくりに関する事業を営もうとする法人及び個人事業主。
- (3) その他、前条の目的に賛同する者は、正会員及び賛助会員になることができる。

(入会)

第6条 本会に入会を希望する者は、別に定める入会申し込みを会長に提出し、承認を得なければならない。

(退会)

第7条 会員は、本会を退会しようとするときは、会長に届けなければならない。

2 この会則及びその他の申し合わせ事項を遵守しないとき又は本会の名誉を毀損したときは、会長は役員会の承認を得て当該会員を退会させることができる。

(役員及び理事)

第8条 本会に次の役員及び理事を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 監 査 2名以内

2 会長、副会長は正会員の中から選出し、総会で承認を得る。

3 監査は正会員の中から選出し、総会で承認を得る。

4 役員任期は2年とする。補欠役員任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任は妨げない。

5 理事は、第1項各号に掲げる以外の正会員とする。

(職務)

第9条 会長は会務を総括し、会議の議長となる。

2 副会長は、会長を補佐し、会長が事故などで不在の場合はその職務を代行する。

3 監査は、会計を監査するとともに、役員会に出席して意見を述べるができる。

(役員に対する報酬等)

第10条 役員には、報酬を支給しない。旅費等を支給する場合は役員会の承認を経て会長が別に定めるものとする。

(顧問及び参与)

第11条 本会に顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問は、会員の中から役員会の承認を経て会長が委嘱した者とし、本会の運営に関し、会長の諮問に応じる。

3 参与は、会員以外の者で、役員会の承認を経て会長が委嘱した者とし、本会の運営に関し、必要に応じ助言を行う。

4 顧問及び参与の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(総会、定例会及び役員会)

第12条 総会は、定期総会と臨時総会とし、会長が招集する。

2 総会は、この会則に定めるもののほか、本会の事業及び運営に関することについて審議し決定する。

3 定例会は、正会員をもって構成し、本会の運営に関し必要な事項を協議する。

4 役員会は、会長、副会長をもって構成し、必要に応じて会長が招集する。

5 役員会は、この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項を総会及び定例会に提案する。

(経費)

第13条 本会の運営に関する経費は、会費及び負担金等並びにその他の収入をもって充てる。

(交際に関する費用)

第14条 本会の交際に関する費用は、次に掲げるもので、会長が認める際はこれを支給する。なお、支給については生花等、その時の事情にふさわしい物品を原則とする。

(1) 会長又は会長の委任を受けた者が参列又は主催するセレモニー等で、会長が必要と認めたとき。

(2) その他、会長が必要と認めたとき。

(会費)

第15条 本会の会費は、会長が総会の承認を得て別に定める。

2 会員は、総会で定めた会費を納入しなければならない。

3 会費納入後の脱会及び除名等の場合は、会費は返還しない。

(会計年度)

第16条 本会の会計年度は、毎年6月1日に始まり、翌年5月31日に終わる。

(事務局)

第17条 本会の事務を処理するため、事務局を設置し、事務局には事務局長を置く。

(補則)

第 18 条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は役員会が定める。

別表(第 15 条関係)

大崎ものづくりネットワーク振興会の年会費を次のとおり定める。

正会員	年額	20,000 円 (特に会長が認める法人または個人)
	年額	30,000 円 (資本金 1 千万円以上 3 千万円未満の法人)
	年額	40,000 円 (資本金 3 千万円以上 5 千万円未満の法人)
	年額	50,000 円 (資本金 5 千万円以上の法人)

賛助会員 一口 10,000 円 (学識経験者)

附 則

この会則は、平成 22 年 6 月 30 日から施行する。

附 則

この会則は、平成 23 年 7 月 22 日から施行する。

附 則

この会則は、平成 24 年 6 月 15 日から施行する。

附 則

この会則は、平成 25 年 6 月 26 日から施行する。

附 則

この会則は、平成 26 年 6 月 13 日から施行する。